

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
1	原木林の選定	原木に含まれる放射性物質濃度が指標値以下であることを確認している。 50ベクレル/kg以下であることを確認している。	◎						p7
2		過去3年間に薬剤を散布していない森林を選定している。 (例) ◇原木林は、過去3年以内に薬剤散布をしていない ◇カドミウム、ヒ素、水銀、鉛などの汚染土壌で生育した原木には重金属が吸収されている可能性があるため、鉱山周辺などで伐採された原木でないことを確認している 等	○						p8
3		過去において環境汚染(原発事故関連を除く)になるようなことが起こっていない森林を選定している。 (例) ◇過去において環境汚染(原発事故関連を除く)になるようなことが起こっていない森林を選定している 等	○						p8
4	原木入手工程 伐採・玉切り	伐採原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っている。 (例) ◇伐採原木に粉塵、土、腐食層など付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、水を通さないシートで覆うなどの対策を講じている 等	◎						p8
5		体内への放射性物質取り込み防止対策を行っている。 (例) ◇帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくする。作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄を行う 等	○						p8
6		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っている。 (例) ◇使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管している 等	○						p9
7		原木を生産する作業において薬剤を使用していない。 (例) ◇原木の伐採、玉切りにおいては、木口(伐り口)を地面につけないなど雑菌の侵入を防ぐように管理している ◇殺菌剤は使用しない 等	○						p9

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
8	購入原木	<p>購入原木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認している。 ◇販売業者に対し、下記について確認している (例) ①原木伐採の場所はどこか ②薬剤を使用していない森林の伐採原木か ③伐採原木の取扱い方法は ④原木に含まれる放射性物質が指標値を超えていないか(検査方法と検査値) 等</p>	○					p9	
9		<p>購入原木の放射性物質濃度を確認している。 (例) ◇原木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している</p>	◎					p9	
10		<p>ロット管理を適切に行っている。 (例) ◇伐採地を単位にロット管理をおこなっている 等</p>	○					p10	
11	植菌(資材)	<p>植菌前原木に放射性物質が付着しないよう対策を行っている。 (例) ◇植菌前原木を野外で保管する場合は、粉塵、土などが付着・接触しないよう原木をブロックなどの上に置き、水を通さないシートで覆う 等</p>	◎					p8,10	
12		<p>「安心きのこ生産マニュアル・種菌製造工程」に準拠し製造した種菌である。 (例) ◇全国食用きのこ種菌協会が定める安心きのこ生産マニュアル・種菌製造工程に準拠している種菌である。放射性物質濃度の測定を行っていることを販売業者に確認している 等</p>	○					p11	
13		<p>封ろう及び発泡スチロール栓等の資材は安全性を確認したものである。 (例) ◇封ろうや発泡スチロール栓等を使用する場合は、害菌や害虫を防ぐための薬剤が混入されていないもの、有害物質が含まれていないことを販売業者に確認している 等</p>	○					p11	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
14	植菌工程	植菌資材を適切に保管している。 (例) ◇農薬と一緒に保管しない ◇品質に変化を起こさないよう、また、粉塵が付着しないよう適切に管理している等	○					p11	
15		放射性物質汚染を考慮して場所を選定している。 (例) ◇可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を行う。定期的に空間線量を確認している 等	○					p11	
16		放射性物質低減のための環境対策を行っている。 ◇空間線量率等の生産環境を勘案して、必要に応じて対策を講じている。 (例) ①表面土壌を取り除き、砂利等を敷く ②周辺にスギ、ヒノキなどの常緑針葉樹がある場合、枝葉を除去する ③既存人工ほだ場の場合、遮光ネットの張り替え等を行う ④屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する ⑤既存施設(ハウス)はビニールの張り替え等を行う ⑥放射性物質が付着した粉塵、土などを施設内に持ち込まないため、施設出入口を2重にする ⑦施設内専用の履物を用意する 等	○					p12	
17		植菌工程での放射性物質低減対策を行っている。 (野外での植菌の場合) ◇植菌に使用する機械や器具はシートの上に置き、作業もシートの上で行っている (施設内での植菌の場合) ◇施設内に放射性物質が付着している粉塵や土を持ち込まない ◇原木等を施設内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄している 等	○					p12	
18	植菌	植菌ほだ木に放射性物質が付着しないよう対策を行っている。 (例) ・植菌したほだ木に粉塵や土などが付着、接触しないように、ほだ木をシート、ブロックなどの上に置き、水を通さないシートで覆って保管する。 等	○					p13	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
19		<p>体内への放射性物質取り込み防止対策を行っている。 (例) ◇放射性物質を体内に取り込まないように、帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくする。作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄している 等</p>	○					p13	
20		<p>使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っている。 (例) ◇使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管している 等</p>	○					p13	
21		<p>器具及び手指は清潔にしている。消毒は決められた以外の薬剤等は使用していない。 (例) ◇雑菌による汚染を防ぐため、手指は常に清潔に保つ。手指、器具の清拭・消毒には滅菌水、消毒用アルコール、食品添加用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素及び電解水以外の薬剤は使用していない 等</p>	○					p13	
22	購入ほだ木	<p>購入ほだ木に関する放射性物質対策及び生産場所や衛生管理を確認している。 (例) ◇販売業者に対し、原木入工程から植菌工程まで内容を確認している。確認できない植菌済ほだ木は、使用しない。 ①原木伐採の場所はどこか ②薬剤を使用していない森林の伐採原木か ③植菌場所、方法は ④植菌後のほだ木の取扱いは ⑤ほだ木に含まれる放射性物質が指標値を超えていないか(検査方法と検査値)等</p>	○					p14	
23		<p>購入ほだ木の放射性物質濃度を確認している。 (例) ◇必要に応じて購入したほだ木の放射性物質濃度を確認している。50ベクレル/kg以下であることを確認している</p>	◎					p14	
24	ロット管理	<p>ロット管理を適切に行っている。 (例) ◇伐採年、伐採地、植菌場所を単位にしたロット管理を行っている</p>	○					p14	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
25	仮伏せ	<p>放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っている。 (例) ◇可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を行う。定期的に空間線量を 確認している 等</p>	○					p15	
26		<p>放射性物質低減のための環境対策を行っている。 ◇空間線量率等の生産環境を勘案して、必要に応じて対策を講じている。 (例) ①表面土壌を取り除き、砂利等を敷く ②周辺にスギ、ヒノキなどの常緑針葉樹がある場合、枝葉を除去する ③既存人工ほだ場の場合、遮光ネットの張り替え等を行う ④屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、 汚染物として処理する。 ⑤既存施設(ハウス)はビニールの張り替え等を行う ⑥放射性物質が付着した粉塵、土などを施設内に持ち込まないため、施設出入口を2重にする ⑦施設内専用の履物を用意する 等</p>	○					p15	
27		<p>仮伏せ工程での放射性物質低減対策を行っている。 (例) ◇空間線量率等の生産環境を勘案して、必要に応じて対策を講じている。 ①ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない。 ②散水する水は可能な限り飲用水を使用する。沢水等を使用する場合は、必要に応じて 放射性物質濃度を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する。降雨後の濁った水は 使用しない。等 (野外での仮伏せの場合) ①スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を水を通さないシートで 覆う。 ②ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、かや、水を通さないシートなどを敷く。 ③空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する。等 (施設内での仮伏せの場合) ①施設内に放射性物質が付着している粉塵や土を持ち込まない。 ・ほだ木等を施設内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する。 ・施設内の清掃、洗浄を行う。 ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気設備はフィルターをつける ことが望ましい。 等</p>	○					p16	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
28	ほだ作り工程	体内への放射性物質取り込み防止対策を行っている。 (例) ◇放射性物質を体内へ取り込まないように、帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくする。作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄している。等	○					p16	
29		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っている。 (例) ◇使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管している。等	○					p16	
30		過去1年以内に除草剤を散布していない。 (例) ◇仮伏せ場所は、過去1年以内に除草剤使用していない場所を選定する。仮伏せ期間中は除草剤を使用していない 等	○					p17	
31		仮伏せ工程で薬剤を使用していない。 (例) ◇仮伏せ中、ほだ木に害菌防除等の薬剤を散布しない。周辺農作物の薬剤散布の飛散によって、意図しない農薬が残留することのないように、隣接して他の農産物が栽培されている場合は、事前にその生産者と農薬散布に関する打ち合わせを行っている。等	○					p17	
32		放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っている。 (例) ◇可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を行う。定期的に空間線量を確認している。等	○					p17	
33		放射性物質低減のための環境対策を行っている。 ◇空間線量率等の生産環境を勘案して、必要に応じて対策を講じている。 (例) ①表面土壌を取り除き、砂利等を敷く。 ②周辺にスギ、ヒノキなどの常緑針葉樹がある場合、枝葉を除去する。 ③既存人工ほだ場の場合、遮光ネットの張り替え等を行う。 ④屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する。 ⑤既存施設(ハウス)はビニールの張り替え等を行う ⑥放射性物質が付着した粉塵、土などを施設内に持ち込まないため、施設出入口を2重にする。 ⑦施設内専用の履物を用意する 等	○					p17	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
34	本伏せ	<p>本伏せ工程での放射性物質低減対策を行っている。 (例) ◇空間線量率等の生産環境を勘案し、必要な対策を講じている。 ①ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない。 ②散水する水は可能な限り飲用水を使用する。やむを得ず沢水等を使用する場合は、必要に応じて放射性物質濃度を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する。降雨後の濁った水は使用しない。 (野外での本伏せの場合) ①スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を寒冷紗や遮光ネットもしくは水を通さないシートで覆う。 ②ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、かや、水を通さないシートなど敷く。 ③空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する。 (施設内での本伏せの場合) ①施設内に放射性物質が付着している粉塵や土を持ち込まない。 ②ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する。 ・施設内の清掃、洗浄を行う。 ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつけることが望ましい。等</p>	○					p18	
35		<p>体内への放射性物質取り込み防止対策を行っている。 (例) ・放射性物質を体内に取り込まないように、帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくする。作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄している。等</p>	○					p19	
36		<p>使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っている。 (例) ◇使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管している。等</p>	○					p19	
37		<p>ほだ木に含まれる放射性物質濃度が指標値以下である。 ◇ほだ木が指標値以下であるか確認するため、放射性物質濃度を確認している。50ベクレル/kg以下であることを確認している。</p>	◎					p19	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
38		<p>過去1年以内に除草剤を散布していない。 (例) ◇本伏せ場所は、過去1年以内に除草剤使用していない場所を選定する。除草剤の散布の有無については地権者に確認している。本伏せ期間中は除草剤を使用していない。等</p>	○					p19	
39		<p>本伏せ工程で薬剤を使用していない。 (例) ◇本伏せ中、ほだ木に害菌防除等の薬剤を散布しない。周辺農作物の薬剤散布の飛散によって、意図しない農薬が残留することのないように、隣接して他の農産物が栽培されている場合は、事前にその生産者と農薬散布に関する打ち合わせを行っている。等</p>	○					p19	
40	ロット管理	<p>ロット管理を適切に行っている。 (例) ◇伐採年、伐採地、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所を単位にしたロット管理を行っている。</p>	○					p20	
41	発生(水、増収剤)	<p>浸水等に用いる水は、清浄な水を使用している。 (例) ◇浸水にはできる限り飲用水を使用する。飲用水以外を使用する場合には、必要に応じて放射性物質濃度の測定をしている。</p>	○					p20	
42		<p>増収材は、決められた食品添加物を使用している。 (例) ◇ほだ木浸水時の増収材の添加は、危険度の低い食品添加物に限定して使用している(福島県きのこ栽培マニュアル 表1)。</p>	○					p21	
43		<p>放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っている。 (例) ◇可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を行う。定期的に空間線量を確認している。等</p>	○					p21	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
44	発生・収穫工程	<p>放射性物質低減のための環境対策を行っている。 ◇空間線量率等の生産環境を勘案して、必要に応じて対策を講じている。 (例) ①表面土壌を取り除き、砂利等を敷く。 ②周辺にスギ、ヒノキなどの常緑針葉樹がある場合、枝葉を除去する。 ③既存人工ほだ場の場合、遮光ネットの張り替え等を行う。 ④屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する。 ⑤既存施設(ハウス)はビニールの張り替え等を行う ⑥放射性物質が付着した粉塵、土などを施設内に持ち込まないため、施設出入口を2重にする。 ⑦施設内専用の履物を用意する 等</p>	○					p21	
45	発生	<p>発生工程での放射性物質低減対策を行っている。 (例) ◇空間線量率等の生産環境を勘案し、必要な対策を講じている。 ①ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない。 ②散水する水は可能な限り飲用水を使用する。やむを得ず沢水等を使用する場合は、必要に応じて放射性物質濃度を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する。降雨後の濁った水は使用しない。 (野外での本伏せの場合) ①スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を寒冷紗や遮光ネットもしくは水を通さないシートで覆う。 ②ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、かや、水を通さないシートなど敷く。 ③空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する。 (施設内での本伏せの場合) ①施設内に放射性物質が付着している粉塵や土を持ち込まない。 ②ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する。 ③施設内の清掃、洗浄を行う。 ④換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつけることが望ましい。 等</p>	○					p22	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
46	発生・収穫工程	体内への放射性物質取り込み防止対策を行っている。 (例) ◇放射性物質を体内へ取り込まないように、帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくする。作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄している。等	○					p22	
47		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っている。 (例) ◇使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管している。等	○					p23	
48		きのこに含まれる放射性物質濃度が基準値以下である。 (例) ◇収穫初期段階で、きのこの放射性物質の測定を行っている。基準地100ベクレル/kg以下であることを確認している。	◎					p23	
49		発生工程で薬剤は使用していない。 (例) ◇防かび剤、殺菌剤、防虫剤等の薬剤は使用していない。 ◇施設内では農薬の取扱い作業等を行わない。 ◇周辺農作物の薬剤散布の飛散によって、意図しない農薬が残留することのないよう事前にその生産者と打ち合わせを行っている。等	○					p23	
50		収穫工程での放射性物質低減対策を行っている。 (例) ◇収穫時に粉塵等が付着しないよう注意している。 ◇収穫物は速やかに室内に保管している。 ◇収穫に使用する器具類は清潔に保つようになっている。等	○					p24	
51		収穫工程で薬剤を使用していない。 (例) ◇生育期間および収穫にあたって、防かび剤、殺菌剤、防虫剤等の薬剤は使用していない。等	○					p24	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
52	収穫	<p>器具及び手指は清潔にしている。消毒は決められた以外の薬剤等は使用していない。 (例) ◇器具、機械、作業者の服装等は清潔に保たれている確認している。衛生管理は、整理・整頓・清掃・清潔・習慣づけ(5S)を実践している。 ◇汚染の可能性のある器具類は十分に洗浄し、必要に応じて消毒している。 ◇雑菌による汚染を防ぐため、手指は常に清潔に保つ。滅菌水、消毒用アルコール、食品添加用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素及び電解水以外の薬剤は使用しない。 ◇収穫用の容器を収穫されたきのこ以外のものを運ぶために使用しない。等</p>	○					p24	
53		<p>手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理をおこなっている。 (例) ◇作業場から通える場所に手洗い場やトイレを設置している。 ◇汚染源にならないよう衛生的な状態の維持、確認を行っている。等</p>	○					p24	
54		<p>衛生管理を考慮して作業を行っている。 (例) ◇作業を始める前など手を洗浄するとともに、切り傷や擦り傷がある場合は防水性絆創膏や手袋などで被覆している。 ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)に罹っていると疑われる場合は、収穫物に直接触れる作業に従事させない。等</p>	○					p25	
55		<p>放射性物質汚染を考慮して場所の選定を行っている。 (例) ◇可能な限り、空間線量率の低い場所を選定して作業を行う。定期的に空間線量を確認している。等</p>	○					p25	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
56	休養	<p>放射性物質低減のための環境対策をおこなっている。 (例) ◇空間線量率等の生産環境を勘案して、必要に応じて対策を講じている。 ①表面土壌を取り除き、砂利を敷く。 ②周辺にスギ、ヒノキなどの常緑針葉樹がある場合、枝葉を除去する。 ③既存人工ほだ場の場合、遮光ネットの張替え等を行う。 ④屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、ふたをする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する。 ⑤既存施設(ハウス)はビニールの張替え等を行う。 ⑥放射性物質が付着した粉塵、土などを施設内に持ち込まないため、施設出入口を2重にする。 ⑦施設内専用の履物を用意する。等</p>	○					p25	
57		<p>休養工程での放射性物質低減対策を行っている。 (例) ◇空間線量率等の生産環境を勘案して、必要に応じて対策を講じている。 ①ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない。 ②散水する場合は、可能な限り飲料水を使用する。やむを得ず沢水等を使用する場合は、必要に応じて放射性物質濃度を確認し、浮遊物、沈殿物を除いて使用する。降雨後の濁った水は使用しない。等 (野外での休養) ①スギなどの枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を水を通さないシートで覆う。 ②ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、かや、水を通さないシートなど敷く。 ③空間線量率の高い場所から風を入れないように防風ネットを活用する。 (施設内での休養) ①施設内に放射性物質が付着している粉塵や土を持ち込まない。 ②ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する。 ③施設内の清掃、洗浄を行う。 ④換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつけることが望ましい。等</p>	○					p26	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
58		体内への放射性物質取り込み防止対策を行っている。 (例) ◇放射性物質を体内へ取り込まないように、帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄している。等	○					p26	
59		使用機械、器具の放射性物質の低減対策を行っている。 (例) ◇使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管している。等	○					p27	
60		休養場所は過去1年以内に除草剤を散布していない。 (例) ◇休養場所は、過去1年以内に除草剤使用していない場所を選定している。 ◇休養期間中は除草剤を使用しない。等	○					p27	
61		休養工程で薬剤は使用していない。 (例) ◇休養期間中、ほだ木に害菌防除等の薬剤を散布しない。 ◇施設内で休養を行う場合、施設に害菌防除剤等使用しない。 ◇周辺農作物の薬剤散布の飛散によって、意図しない農薬が残留することのないよう事前にその生産者と打ち合わせを行っている。等	○					p27	
62		ロット管理を適切に行っている。 (例) ◇伐採年、伐採地、植菌場所、仮伏せ場所、本伏せ場所及び休養場所毎を単位にしたロット管理を行っている。等	○					p27	
63	乾燥工程	乾燥工程で放射性物質低減対策を行っている。 (例) ◇乾燥は粉塵等による放射性物質の付着を防止するため、乾燥は室内で行い、天日乾燥はしない。 ◇乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃している。等	○					p28	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
64	乾燥	器具及び手指は清潔にしている。消毒は決められた以外の薬剤等は使用していない。 (例) ◇器具、機械、作業者の服装等は清潔に保たれている確認している。衛生管理は、整理・整頓・清掃・清潔・習慣づけ(5S)を実践している。 ◇汚染の可能性のある器具類は十分に洗浄し、必要に応じて消毒している。 ◇雑菌による汚染を防ぐため、手指は常に清潔に保つ。滅菌水、消毒用アルコール、食品添加用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素及び電解水以外の薬剤は使用しない。等	○					p28	
65		手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理をおこなっている。 (例) ◇作業場から通える場所に手洗い場やトイレを設置している。 ◇汚染源にならないよう衛生的な状態の維持、確認を行っている。等	○					p28	
66		衛生管理を考慮して作業を行っている。 (例) ◇施設及びその周辺は、定期的に清掃する。また、不必要な物品等は置かない。 ◇作業を始める前など手を洗浄するとともに、切り傷や擦り傷がある場合は防水性絆創膏や手袋などで被覆している。 ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)に罹っていると疑われる場合は、収穫物に直接触れる作業に従事させない。等	○					p29	
67		乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造を確保している。 (例) ◇施設内に有害生物が侵入、生息しないよう、窓及び出入り口は、解放しない。やむをえず、解放する場合は、有害生物の侵入を防止する措置を講じる。 ◇施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度と湿度の管理を行う。 ◇排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行う。	○					p20	
68		用いる水は、清浄な水を使用している。 (例) ◇食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲料に適する水を使用する。水道水以外を使用する場合には、定期的に水質検査を行う。また、必要に応じて放射性物質濃度の測定をしている。	○					p20	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
69	選別・包装・出荷工程	包装資材を適切に保管している。 (例) ◇放射性物質対策のため、粉塵が付着しないように管理している。 ◇包装資材は、品質に変化を起こさないように保管するとともに、農薬と一緒に保管しない。等	○					p29	
70		包装資材は食品包装に適合したものを使用している。 (例) ◇食品包装に適したものを使用し、品質に変化を起こさないように保管している。等	○					p29	
71		選別・包装工程で薬剤を使用していない。 (例) ◇防虫、防腐、鮮度保持のため薬剤を使用しない。 ◇作業室内での農薬取扱い作業等は行わない。等	○					p30	
72		器具及び手指は清潔にしている。消毒は決められた以外の薬剤等は使用していない。 (例) ◇器具、機械、作業者の服装等は清潔に保たれている確認している。衛生管理は、整理・整頓・清掃・清潔・習慣づけ(5S)を実践している。 ◇飲食や喫煙は指定した場所で行っている ◇汚染の可能性のある器具類は十分に洗浄し、必要に応じて消毒している。 ◇手指、器具の清掃・消毒には滅菌水、消毒用アルコール、食品添加用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素及び電解水以外の薬剤は使用しない。等	○					p30	
73		衛生的な環境が整備されている。 (例) ◇異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、昆虫の生息点検と侵入防止対策を行っている。 ◇衛生的な作業が行える明るさの照明を設置している。等	○					p30	
74	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理をおこなっている。 (例) ◇作業場から通える場所に手洗い場やトイレを設置している。 ◇汚染源にならないよう衛生的な状態の維持、確認を行っている。等	○					p30		

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
75		<p>衛生管理を考慮して作業を行っている。 (例) ◇施設及びその周辺は、定期的に清掃している。また、不必要な物品等は置いていない。 ◇作業を始める前など手を洗淨するとともに、切り傷や擦り傷がある場合は防水性絆創膏や手袋などで被覆している。 ◇感染症(下痢、嘔吐、発熱等)に罹っていると疑われる場合は、収穫物に直接触れる作業に従事させない。等</p>	○					p30	
76	表示	<p>適切な表示を行っている。 ◇生食品の場合、以下の項目の表示が義務付けされている。 ①名称 ②原産地(都道府県名。ただし、市町村名その他一般的に知られてる地名での記載も可能) ③栽培方法(「原木」または「菌床」を記載する)</p>	○					p31	
77	保管・出荷	<p>保管・出荷工程で薬剤は使用していない。 (例) ◇防虫、防腐、鮮度保持のため薬剤を使用しない。 ◇作業室内での農薬取扱い作業は行わない。 ◇低温、低湿の冷蔵庫で保管する。等</p>	○					p31	
78		<p>衛生的な環境が整備されている。 (例) ◇異物混入などを防ぐため、施設の清潔保持を図るとともに、小動物、昆虫の生息点検と侵入防止対策を行っている。等</p>	○					p32	
79		<p>廃ほだ木を燃料や肥料として使用する場合、使用の可否の確認を行っている。 (例) ◇廃ほだ木の放射性物質濃度検査している。 ①40ベクレル/kg以下の場合、暖房用として使用可能で、それ以上の場合は廃棄処分する。。灰は庭や畑にまいたりせず、一般廃棄物として、市町村の指示に従って適切に処理する。 ②廃ほだ木をたい肥処理する場合、たい肥の状態では400ベクレル/kg以下であれば使用可能、超過する場合は廃棄処分する。</p>	◎					p32	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
80	環境保全	放射性汚染物の処分を適切に行っている。 (例) ◇市町村の指示に従って処分場へ処分している。産業廃棄物は処理業者へ委託している。 ◇処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せて一時保管している。等	◎					p33	
81		作物残さをたい肥等に利用している。 (例) ◇廃ほだ木や作物残は、有機性資源として有活用できるもので、廃棄物とせずたい肥資材等に利用する。等	○					p33	
82		廃プラスチック類の処分を適切に行っている。 (例) ◇ビニール、シート、遮光ネットなどの廃棄物は、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者へ処分を委託して、記録を保存している 等	◎					p33	
83	エネルギーの節減対策	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めている。 (例) ◇機械・器具の適切な点検整備と施設の破損個所の補修をする ◇適切な温度管理を行う ◇不必要な照明の消灯をする ◇エネルギー効率のよい機種を選定をする 等	○					p33	
84	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	鳥獣等を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。 (例) ◇作物残さの管理を徹底する ◇侵入防止柵の設置を行う ◇追い払い活動等を実施する 等	△					p34	
85	労働安全	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策を行っている。 (例) ◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険個所を把握している。 ◇きのこ生産作業の安全に係るマニュアルの作成など作業の安全に関する体制を整備している。等	○					p35	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
86	作業従事者の制限	<p>機械作業、高所作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者について、安全に作業できるようにしている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1日あたりの作業時間を設定し休憩をとる。 ◇定期的に健康診断を受診する。 ◇酒気帯び、薬剤服用、病気、妊婦、年少者、無資格者、一人作業の制限。 ◇高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮を行う。 ◇未熟な作業者に対する熟練者による指導等を行う。等 	○					p35	
87	服装及び保護具の着用等	<p>作業者が安全に作業するための服装や保護用具を着用している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇粉塵のある作業場所における、防塵メガネや防塵マスク等を着用する ◇防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管を行う ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメット等を着用する ◇飛散物が当たる危険性のある場所における、保護メガネ等を着用する ◇回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等を着用する 等 ◇高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用する 等 	○					p35	
88	作業環境への対応	<p>作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇危険個所に表示板等を設置する ◇農道における、曲がり角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施する ◇きのこ生産場所、きのこ関連施設出入口における、傾斜の緩和、幅広化等を実施する ◇高所における滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等を実施する ◇酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示を行う ◇暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等を行う ◇寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩を実施する ◇粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み等を実施する ◇ハチ等の昆虫、へびや熊等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急処置等についての確認を行う 等 	○					p36	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
89	機械等の導入・点検・整備・管理	<p>機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を行っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇機械導入時の型式合格証票または安全鑑定証票の有無の確認している ◇中古機械導入時の安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認している ◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用を禁止している ◇機械等において指定された定期交換部品の交換を行っている ◇安全に出入りができ、機械等の点検・整備の行いうる格納庫の整備を行っている ◇保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理を行っている 等 	○					p36	
90	機械等の利用	<p>機械、装置、器具等の適正な利用を行っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇機械等の取扱説明書の熟読、保管している ◇機械等へのつまりや巻き付き物を除去する際のエンジン停止、昇降部落下防止装置の固定を行っている ◇乗用型トラクター使用時のシートベルトやバランスウエイトの装着、移動時の左右ブレーキの連結を行っている ◇刈払機使用時の部外者の立入を禁止している ◇脚立等の固定金具の確実なロックを行っている ◇チェーンソー作業時の適切な使用、作業時間の適切な管理を実施している 等 	○					p37	
91	毒劇物・燃料等の管理	<p>毒劇物、燃料等は適切に管理している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇毒劇物に該当する農薬・薬剤の適正な保管を行っている ◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管を行っている ◇燃料のそばでの機械、工具の使用を禁止している 等 	◎					p38	
92	事故後の備え	<p>事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた労災保険への加入をしている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入している ◇道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入している ◇事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入している 	◎					p38	

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
93	農業生産工程管理全般	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)について、保護、活用を行っている。 (例) ◇活用手段決定前の段階における技術内容の秘匿を行う ◇技術内容の文書化を行う ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)をする ◇秘匿事項の管理規程の整備を行う	○						p39
94		登録品種の種菌を適切に使用している。 (例) ◇登録品種の種菌を適切に使用し、違法な自家増殖は行っていない。 ◇自家増殖が禁止されているきのこ種を増殖する場合は、権利者の使用許可を得ている。等	◎						p39
95	情報の記録・管理	◇工程管理対象となるきのこ生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し保存している	○						p39
96		◇過去のきのこ生産活動の内容が確認できるよう、原木、種菌、増収剤等の購入伝票等を保存している	○						p39
97		◇きのこ生産に使用する資材及び工程別作業について記録し、保存している	○						p40
98		きのこの出荷に関する記録を保存している。 (例) ◇取引等の記録を作成し、保存している。 (例) ①生産品の品名 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量(出荷又は販売毎、1回又は1日毎) ⑤食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合をに係る検査を実施した場合の当該記録 等	○						p40

きのこ適合基準、点検・評価シート

原木栽培 (100項目 ◎:13項目、○86項目、△:1項目)

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で:

番号	工程	適合基準	レベル	評価			コメント	確認資料	マニュアル
				はい	いいえ	該当なし			
99	農業生産工程管理(GAP)の実施	<p>農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っている。</p> <p>(例)</p> <p>◇栽培計画などほだ場や生産施設を利用する計画を策定したうえで、取組事項を基に点検項目を策定する。</p> <p>◇点検項目等を確認して、生産作業を行い、取組内容(複数の者で生産作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存する。</p> <p>◇点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。</p> <p>◇自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、作業の改善を行う。</p> <p>◇自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用する。等</p>	○					p40	
100	記録の保存	<p>きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存している。</p> <p>(例)</p> <p>◇きのこの出荷に関する記録については、1～3年間保存する。(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)</p> <p>◇資材、工程別作業の記録については3～5年間保存する。(ほだ木等の用役年数に応じて設定)</p> <p>◇これら以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間 等</p>	○					p41	